

さぬき市監査委員公告第5号

監査結果（定期監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公告します。

平成30年10月26日

さぬき市監査委員 元 山 清
さぬき市監査委員 間 嶋 三 郎

平成29年度定期監査における改善を要する事項等に関する措置状況等の
回答課一覧

指摘事項	措置等の回答課
1 準公金の取扱いについて	危機管理室 秘書広報課 政策課 生活環境課 人権推進課 福祉総務課 建設課 都市計画課 農林水産課 土地改良課 議事課 教育総務課 生涯学習課 選挙管理委員会事務局
2 補助金の交付について	危機管理室 男女共同参画・国際交流推進室 政策課 生活環境課 税務課 人権推進課 福祉総務課 長寿障害福祉課 子育て支援課 幼保連携推進室 国保・健康課 建設課 都市計画課 農林水産課 土地改良課 商工観光課 下水道課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課
3 利用が少ない又は特定の団体が利用している施設について	福祉総務課 農林水産課 政策課 生涯学習課 学校再編対策室
4 健全な施設運営について	政策課 都市計画課
5 業務改善について	
(1) 類似施設の一元管理について	政策課
(2) 概算払、精算払について	総務課 会計課
(3) 公用車の配備について	秘書広報課 子育て支援課 幼保連携推進室 学校教育課

平成29年度定期監査の結果に係る改善措置状況（集約版）

番号	1	準公金の取扱いについて
指摘事項		<p>平成27年度定期監査時に「現金、預金通帳、印鑑の保管」について、実態の把握、組織的な統制を整備するよう指摘した。これを受けて、平成28年11月1日に「さぬき市準公金取扱規程」（以下「取扱規程」という。）が施行され、平成28年度定期監査では「前回までの監査で付した意見に対し改善された事項」として、準公金の責任の所在が明確になったことを評価した。</p> <p>今年度の定期監査では、この取扱規程に基づき、準公金を管理している各課の取扱状況を監査した。結果は【表1】のとおりである。</p> <p>（準公金の会計事務の方法等）第5条第3号「準公金の収入又は支出に際しては、あらかじめ収入伺、支出伺等の書類を作成し、所属長の確認を経て、当該準公金に係る決裁権者の決裁を受けること。」については、ほとんどの課が遵守できていた。</p> <p>しかしながら、（所属長の責務）第4条第4号「準公金に係る収入、支出及び精算の行為が適正に処理されているか否かを確認するとともに、1会計年度につき2回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所管の部長（ただし、部長職を置かない所属にあっては、総務部長）に報告すること。」が遵守できていたのは生涯学習課のみであった。</p> <p>この結果は、取扱規程ができたにも関わらず、組織統制がなされずに各課各職員任せになっているに他ならない状況であり、取扱規程を遵守すべきことを指摘する。</p> <p>そもそも、地方自治法第二百三十五条の四第2項では「債権の担保として徴するもののほか、地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」と定められており、合規性に欠けている。</p> <p>また、特定の団体の現金を保管することは公平性に欠けており、事務の効率化にも影響していると言わざるを得ない。</p> <p>人権推進課、農林水産課、都市計画課、生涯学習課など一部の課では、通帳を団体に返却する、又は解約するなど整理が進んでいるが、なお一層、市全体で取り組むことを指摘して監査意見とする。</p>
措置状況及び説明	回答部署	総務部総務課危機管理室
	措置状況	措置済・決定済、検討中
	措置内容等	<p>平成30年2月2日実施の定期監査時に部長への報告ができていないとの指摘を受けたことから、同月の平成30年2月に上半期（平成29年4月1日から9月30日分）の報告を実施し、平成30年3月に下半期（平成29年10月1日から平成30年3月31日）の報告を実施した。今後は年2回の報告を行う。</p> <p>通帳を解約、又は団体に返却する措置については、当該団体と協議・調整を進めたうえで返却を行う。</p>

措置状況 及び説明	回答部署	総務部秘書広報課
	措置状況	措置済・決定済
	措置 内容等	次のとおり報告している。 平成29年4月17日（平成28年度分） 平成30年2月20日（平成29年度4月～平成30年1月分） 平成30年4月2日（平成30年2月～3月分）
措置状況 及び説明	回答部署	総務部政策課
	措置状況	措置済・決定済
	措置 内容等	さぬき市準公金取扱規程第4条第4号の規定に基づき、点検及び報告を実施したい。
措置状況 及び説明	回答部署	市民部生活環境課
	措置状況	措置済・決定済
	措置 内容等	定期監査時の指摘をうけ、さぬき市準公金取扱規程の規定に基づき、準公金に係る収入、支出及び清算の行為が適正に処理されていることを確認するとともに、出納に関する証拠書類の点検を行い、市民部長への報告を行った。
措置状況 及び説明	回答部署	市民部人権推進課
	措置状況	措置済・決定済
	措置 内容等	昨年度の定期監査時において指摘を受け、速やかに、所管部長に報告した。 今後については、年度の前後期の各1回ずつ、出納に関する証拠書類を課内で点検し、その結果を所管部長に報告するよう当該条項の遵守に努めるよう改善を図る。
措置状況 及び説明	回答部署	健康福祉部福祉総務課
	措置状況	措置済・決定済、検討中
	措置 内容等	さぬき市準公金取扱規程第4条第4項に定めるとおり、1会計年度につき2回以上点検を実施し、所管部長に報告する。

措置状況及び説明	措置内容等	<p>定期報告時期は9月末と3月末とする。</p> <p>福祉総務課では、日赤さぬき市地区予算、日赤さぬき市地区応急援護、日赤さぬき市地区津田分区、日赤さぬき市地区大川分区、日赤さぬき市地区志度分区、日赤さぬき市地区寒川分区、日赤さぬき市地区長尾分区、法外支援資金通帳及びさぬき市民生委員児童委員協議会連合会予算の9通を管理している。</p> <p>現状はさぬき市準公金取扱規程第2条第5号に該当するものとして管理しているが、法外支援資金通帳については解約して市の予算での対応を、また、その他の通帳については団体に管理可能なものがないか検討する。</p>
	回答部署	建設経済部建設課
	措置状況	措置済・決定済
措置状況及び説明	措置内容等	<p>さぬき市準公金取扱規程第4条第4号の規定に基づき、点検及び報告を実施したい。</p>
	回答部署	建設経済部都市計画課
	措置状況	措置済・決定済
措置状況及び説明	措置内容等	<p>小方地区溜池管理協議会の通帳管理について、定期監査時の指摘以降、平成30年3月29日に点検及び報告を実施した。</p>
	回答部署	建設経済部農林水産課
	措置状況	措置済・決定済
措置状況及び説明	措置内容等	<p>「さぬき市生活研究グループ連絡協議会」及び「さぬき市生活研究グループ連絡協議会桑加工部」の通帳については、事務局の立場で通帳を管理していたが、「さぬき市生活研究グループ連絡協議会桑加工部」については、平成29年度末をもって廃止したため通帳を解約した。</p> <p>「さぬき市生活研究グループ連絡協議会」については、定期監査時に指摘を受けたことにより平成30年度からは事務局を市役所に置くことは止め、団体に会計を置き、会計が通帳を管理することになったため、平成29年度の会計処理が整理でき次第、通帳を渡すことにしている。</p>
	回答部署	建設経済部土地改良課
	措置状況	措置済・決定済
措置状況及び説明	措置内容等	<p>今後は、「さぬき市準公金取扱規程」第4条第4号の規定を遵守し、点検及び報告を実施する。</p>
	回答部署	建設経済部土地改良課
	措置状況	措置済・決定済

措置状況 及び説明	回答部署	議会事務局議事課
	措置状況	決定済
	措置 内容等	指摘のあったさぬき市準公金取扱規程の遵守について、議事課では、取扱規程（所属長の責務）第4条第4号の1会計年度につき2回以上定期的に報告すべきところが、1会計年度につき1回の報告に留まっており、遵守できていなかった。 よって、平成30年度からは、さぬき市準公金取扱規程を遵守すべく、1会計年度につき2回（半年に1回）の報告をすることとした。
措置状況 及び説明	回答部署	教育委員会事務局教育総務課
	措置状況	決定済
	措置 内容等	第4条に基づき、1会計年度につき、2回以上の点検を行う。点検は、訪問及び受入の交流事業が行われた後の8月末頃と、全ての事業が終了する3月末頃に実施することとし、さぬき市準公金取扱規程を遵守する。
措置状況 及び説明	回答部署	教育委員会事務局生涯学習課
	措置状況	検討中
	措置 内容等	今後も取扱規程を遵守し、あらかじめの収入伺、支出伺等の書類作成と、所属長の確認、当該準公金に係る決裁権者の決裁を受けるといった手続きの徹底と1会計年度につき2回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所管部長へ報告するといった報告義務を果たしていく。 また、各団体へ対し市が通帳・現金を管理する明確な根拠が無いことや、公平性、業務効率の観点から合理性に欠ける運用方法である旨丁寧に説明し、通帳の引き渡しなどを進めて行く。
措置状況 及び説明	回答部署	選挙管理委員会事務局
	措置状況	措置済・検討中
	措置 内容等	当部署で取り扱ってきた準公金については、適正な清算処理を行い、今年度の早い時期に通帳を解約し、今後は一切取り扱わないこととする。

平成29年度定期監査の結果に係る改善措置状況（集約版）

番号	2	補助金の交付について
指摘事項		<p>「さぬき市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」の全部を改正する「さぬき市補助金等交付規則」が平成26年4月1日に施行されて3年以上が経過している。</p> <p>その後、平成26年10月27日に「さぬき市補助金見直し基準」（以下「基準」という。）が改訂されて、補助金の交付要件（基本的要件・補助金交付に係るチェック基準）、見直しの方向性（団体運営補助から事業費補助への移行・終期の設定・補助率・補助限度額・補助対象経費）の基準が定められている。</p> <p>男女共同参画・国際交流推進室では概算払から精算払への転換、生活環境課では参加者から応分の負担を徴収、農林水産課では補助金の交付を終了するなど、一部改善が見受けられる。</p> <p>しかしながら、全庁的に基準に沿って改善したと評価できるまでには至っていない。見直し対象補助金を交付している課においては、基準に基づき、特に終期の設定、補助率（受益者負担）について補助団体への周知徹底を図ることを指摘し、補助金に頼らない自立した団体育成を要望して監査意見とする。</p>
措置状況及び説明	回答部署	総務部総務課危機管理室
	措置状況	措置済・決定済
	措置内容等	<p>自主防災組織資機材等購入費補助金、自主防災力強化事業費補助金、防災土育成支援事業補助金については、主に自治会や連合自治会を母体として構成された自主防災組織が進める防災・減災対策に係る資機材購入費や地域の防災リーダー育成のための経費を補助対象としており、今後も地域防災力向上のため継続して実施する予定である。</p>
措置状況及び説明	回答部署	総務部秘書広報課男女共同参画・国際交流推進室
	措置状況	検討中
	措置内容等	<p>所管する補助金等の交付については、公正な選考と審査により交付決定を行い、実績報告に基づく精算払を実施することで、従来どおり適正な執行に努める。</p> <p>また、補助率（受益者負担）の適正化について、補助団体への周知を継続する。</p>

措置状況 及び説明	回答部署	総務部政策課
	措置状況	検討中
	措置 内容等	<p>所管の「地域活性化支援事業補助金」及び「PRサポーター活動奨励金」については、ボランティア団体等の特性を生かした、社会的貢献活動や市のPR活動を行う事業に対して補助金を交付（事業費補助）するものである。</p> <p>このうち、「地域活性化支援事業補助金」は、毎年、申請に基づく公正な選考会を行って交付を決定するなど、適正な執行に努めている。</p> <p>また、「PRサポーター活動奨励金」については、「さぬき市PRサポーター設置要綱」に基づき登録された個人又は団体に対して交付しており、市の魅力や地域資源等を広く発信し、市のイメージアップや認知度を高めることを目的としている。</p> <p>両補助金とも、ボランティア団体等財政基盤の弱い市民団体等の活動を支援し、奨励する側面があり、今後とも継続的な取組が必要であることから、現在のところ、終期の設定や補助率の変更は予定していないが、補助金見直し基準の趣旨を踏まえ、引き続き審査を適正に行うとともに、補助制度の妥当性について、不断の見直しに努めたい。</p>
措置状況 及び説明	回答部署	市民部生活環境課
	措置状況	措置済・決定済
	措置 内容等	<p>生活環境課における補助金については、これまでも、さぬき市補助金見直し基準に従い、公益性、妥当性等により見直しを行っており、今後も引き続き基準の順守に努めたい。</p>
措置状況 及び説明	回答部署	市民部税務課
	措置状況	措置済・決定済
	措置 内容等	<p>税務課が所管している補助金は、さぬき市補助金見直し基準に従い、税務関係団体に対して公益性等により実施しており、今後も引き続き基準の順守に努めたい。</p>
措置状況 及び説明	回答部署	市民部人権推進課
	措置状況	検討中、終期の設定は不可能
	措置 内容等	<p>更生保護団体への補助金については、人権啓発を含め、社会福祉の増進、住民福祉の向上を活動の目的としている団体で、活動内容は、公益性、妥当性及び効果効率性の観点から、市は当該団体を支援する必要があると考えている。</p>

措置状況及び説明	措置内容等	<p>このため、終期の設定は難しいと考え、一方、団体を構成している会員は、会費を納めていることから、自主財源の確保にも努めている。</p> <p>今後見直し方針に基づき、更なる自主財源の確保に努めるよう、団体との調整を図りながら、活動が衰退しないよう、より活動が発展できるよう進めることとしたい。</p> <p>人権劇団への補助金については、「人権教育の大切さを理解してもらいたい」との理念で結成され、人権劇を通じて、出演児童等及び観客に対し子どもたちから同和問題をはじめとする様々な人権問題を正しく理解し、行動できる子どもの育成を目的として活動している団体である。活動内容については、人権劇を「市文化祭」、「市福祉を考える会」及び「市じんけんフェスタ」等で発表をしている。活動内容は公益性及び妥当性があると判断しており、人権啓発・教育の観点から当該団体を支援する必要があることから、終期の設定は難しいと考える。</p> <p>一方で、自主財源が乏しいため、財源確保に関して、調整を図る。</p> <p>人権・同和教育研究部グループへの補助金については、人権・同和問題に関する市内の小中・高等学校教職員の自主的な研修について、交付しているものである。活動内容については、人権・同和に関する教材の作成等を目的としており、公益性、妥当性が高いもので、市の人権・同和教育に必要な活動であると判断している。このことから、終期の設定は難しいと考える。</p>
措置状況及び説明	回答部署	健康福祉部福祉総務課
措置状況及び説明	措置状況	不可能・不要
措置状況及び説明	措置内容等	<p>福祉総務課では、さぬき市社会福祉協議会と民生委員児童委員協議会連合会に団体補助金を交付している。</p> <p>このうち、民生委員児童委員協議会連合会への補助金は単県事業（定額補助）であり、香川県が定める民生委員協議会等負担金交付基準における民生委員協議会等負担金に係る基準に基づき算出された額及び同交付基準における地区民生委員協議会活動推進費負担金に係る基準に基づき算出された額を、さぬき市民生委員協議会活動推進助成金交付要綱に定める助成対象経費について補助金を交付している。</p> <p>また、さぬき市社会福祉協議会については、さぬき市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱に基づき補助金について上限を定めているが、平成29年5月24日に実施した補助金額確定にかかる調査でも、補助金の大部分を占める人件費について事業の統合を検討、また、寄附金の増収に向けた取組について検討するよう申し添えた。</p>
措置状況及び説明	回答部署	健康福祉部長寿障害福祉課
措置状況及び説明	措置状況	検討中
措置状況及び説明	措置内容等	<p>平成29年度において、補助金交付団体のうち多額の繰越金を有する団体のひとつである、遺族会連合会の代表者と面談を実施した。席上、繰越金の発生原因の究明やその目的、今後の解消予定の有無と具体的方法などについてヒヤリングを実施した。</p> <p>団体側からは、発生原因について真摯な回答を得るとともに、今後そ</p>

措置状況及び説明	措置内容等	<p>の解消に努める旨の回答を得、実際に平成29年度実績においては、8万円余減少している。</p> <p>また、今後の補助金削減の可能性についても言及したところ、単位遺族会が実施している独自の追悼活動の削減など、対応策として今後の事業の縮小を先方から言及するなど、一定の理解を得ているほか、ヒヤリングとは別に、市担当者を団体に派遣し、経理担当者と個別に面談を実施し、補助金の目的や適切な支出について説明し、特に交付基準から逸脱した支出を戒める指導なども実施している。</p> <p>今後、同様のヒヤリングを老人クラブ連合会・シルバー人材センター・各種障害者団体など他団体に対しても実施し、補助金の適正な交付に努めていく中で、補助金のあり方を模索していきたい。</p>
措置状況及び説明	回答部署	健康福祉部子育て支援課
措置状況及び説明	措置状況	検討中
措置状況及び説明	措置内容等	<p>子育て支援地域組織活動補助金については、託児や読み聞かせなどの子育て支援を行うボランティア組織に対し、6万円を上限として、3団体に補助金を交付している。</p> <p>ここ数年、出生数が大幅に落ち込んでいる中、地域ぐるみでの子育て支援策の拡充が重要視される反面、ボランティアの担い手側は高齢化が進み、どの団体も活動が縮小傾向にあることは否めない。これ以上の自主財源の確保や補助率の引き下げは、活動の継続が難しくなるものと思量する。</p> <p>とはいえ、前回、平成28年に補助金交付要綱の見直しを行ってから3年を迎えるため、今年度においては、補助上限額を5万円に引き下げる方向で検討を進める予定である。</p>
措置状況及び説明	回答部署	健康福祉部子育て支援課幼保連携推進室
措置状況及び説明	措置状況	不可能・不要
措置状況及び説明	措置内容等	<p>幼保連携推進室が所管し支出している補助金（民間保育所施設整備費補助金、こども園施設整備事業費補助金、保育体制強化事業費補助金、幼稚園就園奨励費補助金）については、私立保育園、私立こども園、私立幼稚園に対する補助金であり、国・県の補助金要綱等に基づき支出しているものである。</p> <p>また、各私立施設については、本来公立施設が担うべきその役割を代わって運営している要素が過分にあるだけでなく、補助金の使途目的が補助金要綱等で限定され、かつ、原則として単年度収支とされているものである。</p> <p>なお、補助金の交付については、原則として全て精算払としている。</p>
措置状況及び説明	回答部署	健康福祉部国保・健康課
措置状況及び説明	措置状況	検討中
措置状況及び説明	措置内容等	<p>国保・健康課の見直し対象補助金については、市食生活改善推進協議会に対する補助金が該当する。</p> <p>この補助金は、「さぬき市食生活改善推進協議会補助金交付要綱」に基づき交付しているものであり、「さぬき市補助金等交付規則」第18条の規定に基づき、平成27年度より現行の130万円となっている。</p>

措置状況及び説明	措置内容等	<p>これは、「さぬき市補助金見直し基準」が改定された平成26年10月27日よりのちに、金額の見直しが行われていることから、「さぬき市補助金等交付規則」第18条の規定による「補助金の充実等」が行われたことによるものであることから、この「見直し基準」による見直しは行われていると解している。</p> <p>しかしながら、非常に厳しい市の財政状況も考慮すると、さらなる見直しの検討も必要であることから、平成29年度末にも当該協議会と協議を行ったものの、金額の見直しには至っていない。</p> <p>今後も、必要に応じて見直しを協議・検討していく必要があるものと考えている。</p>
措置状況及び説明	回答部署	建設経済部建設課
	措置状況	措置済・決定済、不可能・不要
	措置内容等	<p>鴨部川アジサイ夢ロードの補助金の算出基礎については、団体に対し聞き取りをし、適正な事業運営を行うよう指導した。</p> <p>また、私道整備補助金については、住民の生活環境改善に寄与することを目的とした制度であり、一定の自己負担額を要することから、補助率の見直しや交付の終了は不可能である。</p>
措置状況及び説明	回答部署	建設経済部都市計画課
	措置状況	不可能・不要
	措置内容等	<p>都市計画課における補助金は、各種団体への補助金でなく、事業費補助金であることから、補助率の見直しや交付の終了は不可能・不要であると考えている。</p>
措置状況及び説明	回答部署	建設経済部農林水産課
	措置状況	措置済・決定済
	措置内容等	<p>「さぬき市生活研究グループ連絡協議会」への補助金については、平成28年度までは概算払いであったが平成29年度は精算払いとした。</p> <p>また、平成30年度からは団体運営補助を止め、事業費補助へ移行した。</p>
措置状況及び説明	回答部署	建設経済部土地改良課
	措置状況	検討中
	措置内容等	<p>土地改良区運営事業助成金については、これまで各6地区（さぬき市津田土地改良区、大川町土地改良区、さぬき市志度土地改良区、さぬき</p>

措置状況及び説明	措置内容等	<p>市寒川土地改良区、さぬき市長尾土地改良区およびさぬき市野間池土地改良区)に運営助成を行ってきたが、土地改良区の自助努力によって組織体制を強化させるため、野間池土地改良区を除く5地区の土地改良区を統合し、平成30年1月31日付けで香川県知事の認可を受けて、さぬき市土地改良区が設立されたところである。</p> <p>新しい土地改良区の運営については、これまでは主に市からの補助金で賄われていたが、これからは自立した組織運営を行うべく、市内に農地を所有する方などから賦課金を徴収し、平成31年度からは土地改良区が事業主体となり、土地改良事業を行う予定である。</p>
措置状況及び説明	回答部署	建設経済部商工観光課
	措置状況	措置済・決定済
	措置内容等	<p>商工会などの商工関係団体への補助金については、既に事業費補助へ移行した上で事業内容を適宜見直すなど、事業費の縮減に努めている。</p> <p>特に商工会への補助金については、平成29年度をもって一定の事業目的が達成された「地産地消ランチ普及事業」を廃止するとともに、平成30年度からは人件費を補助対象経費から除外するため、商工振興事業補助金交付要綱の改正を行った。</p> <p>観光協会は補助金に頼らない組織作りを目指し、自己財源確保のための各種取り組みを行っている。具体的には、平成29年度より行ってきた市の特産品販売活動を平成30年度からより力を入れる。さらに平成30年度からツーリズム商品の販売を企画し、将来的には販売手数料収入を見込む。</p>
措置状況及び説明	回答部署	建設経済部下水道課
	措置状況	検討中
	措置内容等	<p>平成31年度より合併処理浄化槽設置にあたり、甲種地域及び甲種扱い区域（公共下水道事業認可区域以外）については、国庫補助金及び県補助金の対象となっており、市の一般財源を上乗せした補助金を交付しているが、市の上乗せ分を2分の1程度に減額、乙種地域（公共下水道事業認可区域内）については、甲種地域及び甲種扱い地域の6割補助とする方向性で、検討している。</p>
措置状況及び説明	回答部署	教育委員会事務局教育総務課
	措置状況	措置済
	措置内容等	<p>毎年度、各種団体の補助金交付申請に当たっては、事業計画及び実績内容を審査し、補助金交付決定を行っており、今後も同様に適正な運用を行っていく。</p>

措置状況 及び説明	回答部署	教育委員会事務局学校教育課
	措置状況	検討中
	措置 内容等	<p>中学校部活動助成金については、「さぬき市中学校部活動補助金交付要綱」に基づき、各中学校の体育後援会等に対して、各校の部及び部員数に応じた補助金を交付している。部活動を通じて体力や技能の向上を図ることには大きな教育的意義があり、本補助金が部活動の運営費や物品購入費などの保護者負担の軽減を担っていることから、補助額の見直し、また、終期の設定等については難しいものとする。</p> <p>なお、補助金交付の際の事務処理については、支出区分の見直し等今後検討していきたい。</p>
措置状況 及び説明	回答部署	教育委員会事務局生涯学習課
	措置状況	検討中
	措置 内容等	<p>補助金の交付については、見直し基準に基づき補助率等について、補助団体に対し周知を進めていきたい。</p> <p>しかし、生涯学習に貢献している事業などについては、ある程度の補助は必要と思われる。</p>

平成29年度定期監査の結果に係る改善措置状況（集約版）

番号	3	利用が少ない又は特定の団体が利用している施設について
指摘事項	<p>今年度の定期監査では、利用が少ない施設又は特定の団体が利用している施設について監査した。結果は【表2】のとおりである。</p> <p>北原ふれあい会館については、1団体が週5日を無料で利用している。</p> <p>みろくふれあい農園については、使用料を徴収しているが、年々利用区画が減少して利用率が55%である。</p> <p>教育のもりについては、利用団体1団体、利用件数1回で無料である。</p> <p>津田郷土館については、利用団体1団体、利用件数25件で無料である。</p> <p>末ふれあいひろばについては、利用団体11団体、利用件数437件である。</p> <p>門入工房については、利用団体2団体、利用件数13件で使用料を免除している。</p> <p>以上のように、今年度監査した施設については、公共施設を特定の団体が無料で利用している状態であり、公平性及び経済性の観点から、施設の廃止、指定管理、移管又は応分の受益者負担等の改善を要望して監査意見とする。</p> <p>なお、津田郷土館については、同類の施設である歴史民俗資料館との統合を検討することを要望して監査意見とする。</p>	
措置状況及び説明	回答部署	健康福祉部福祉総務課
	措置状況	措置済・決定済
	措置内容等	<p>北原ふれあい会館は、昭和48年に旧津田町で北原幼稚園として開園し、子供の減少から閉園した後に北原ふれあい会館となり、旧津田町では「津田町ふれあい会館の設置及び管理に関する条例」、本市では「さぬき市ふれあい会館条例」で地域組織活動育成事業の場として使用する場合は、申請があれば無料で使用できる施設として定めている。</p> <p>建築後45年経ったこの施設は、その他に選挙の際に北羽立自治会、南羽立自治会、北原自治会、吉見自治会及び平畑自治会の有権者数約1千人の投票所として利用されており、近辺には代替施設が無いのが現状である。</p> <p>また、障害者就労支援施設きんりん園が併設されている。</p> <p>施設の老朽化を踏まえると、取り壊しや建て替え、代替施設への移転が望ましいが、この様なことから、早期に施設の廃止や移転をすることは難しい。</p> <p>なお、さぬき市公共施設再生基本計画では、サービスの継続を基本とするが、平成36年までに現在の津田幼稚園に移転し、平成66年までにサービスを廃止することとしている。</p>

措置状況及び説明	回答部署	建設経済部農林水産課
	措置状況	措置済・決定済
	措置内容等	みろくふれあい農園は、平成29年度に10年間の賃貸借契約が満了となり更新の時期を迎えたが、地権者の事情により平成30年度中に土地を返還することになり、平成29年度末をもって閉園した。
措置状況及び説明	回答部署	総務部政策課
	措置状況	検討中
	措置内容等	過去に、使用料の統一に向けた協議・検討を行ったが、使用料の負担増に対する合意形成に至らず、取組が中断した経緯がある。しかしながら、利用者に応分の負担を求めていくことは、公平性、経済性の観点からも必要であることから、今年度から改めて、公共施設再生基本計画等に基づく施設全般の見直しと合わせて使用料の見直しに向けた取組を行う予定である。
措置状況及び説明	回答部署	教育委員会事務局生涯学習課
	措置状況	検討中
	措置内容等	<p>門入工房については、さぬき市公共施設再生基本計画において廃止することとしているが、当面は、受益者負担を徴収しながら施設の適切な管理運営に努めていきたい。なお、大規模修繕等が必要となった場合は、基本的に廃止する方向とするが、他の類似施設の状況も含めて判断していくこととする。</p> <p>さぬき市郷土館については、さぬき市公共施設再生基本計画において、旧鶴羽小学校の用途を変更して移転し、建物は売却または除却することとしているが、旧鶴羽小学校への移転には施設改修が必要となることから歴史民俗資料館と統合することも含めて検討していくこととする。</p>
措置状況及び説明	回答部署	教育委員会事務局学校再編対策室
	措置状況	措置済
	措置内容等	<p>末ふれあいひろばについては、創意工夫によって施設の効用を最大限に発揮し、利用者に対するサービスの向上及び経費の縮減を図ることを目的として、平成23年度から地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、指定管理者制度により施設の維持管理を行っている。</p> <p>施設の維持管理費用については、指定管理料及び施設利用料で負担しており、施設利用料に関しては、指定管理者がさぬき市末ふれあいひろば条例に定められた額の範囲内で利用者から徴している。また、施設利用料の一部は、自主事業の費用として計上し、施設の情報発信や利用促進を図っている。</p> <p>施設の方向性としては、施設目的である地域の憩いの場、住民交流と地域活性化に寄与するため、公共施設再生基本計画で定められている、建替え（減築）を行って、サービスを継続する。</p>

平成29年度定期監査の結果に係る改善措置状況（集約版）

番号	4	健全な施設運営について
指摘事項		<p>健全な経営とは、安定した収入と適正な支出による収支のバランスであり、施設においては受益者負担である使用料が安定した収入と思量する。</p> <p>このような観点から、今年度の定期監査では、使用料を特定財源としている施設について、【表3】のとおり一例を挙げることにした。平成28年度経常経費に占める使用料の財源率（使用料／経常経費）は3.0%から33.4%であり、公平性及び経済性の観点から財源率が低いと言わざるをえない。</p> <p>特定財源を確保するためには、使用料の改定が必要であるが、その前に安易な免除及び減免の廃止が必要である。</p> <p>また、バスストップ駐車場など、使用料を徴収するための設備投資が必要な場合は、長期計画で収支を試算して検討していただきたい。</p> <p>このように、利用者が多い施設については、安定的な特定財源を確保して健全な経営を行うことが結果的に住民サービスの向上につながることから、早急に取り組むことを要望して監査意見とする。</p>
措置状況及び説明	回答部署	総務部政策課
	措置状況	検討中
	措置内容等	<p>過去に、使用料の統一に向けた協議・検討は行ったが、使用料の負担増に対する合意形成に至らず、取組が中断した経緯がある。しかしながら、利用者に応分の負担を求めていくことは、公平性、経済性の観点からも必要であることから、今年度から改めて、公共施設再生基本計画等に基づく施設全般の見直しと合わせて使用料の見直しに向けた取組を行う予定である。</p>
措置状況及び説明	回答部署	建設経済部都市計画課
	措置状況	検討中
	措置内容等	<p>平成30年4月より事業者と協議を開始したところである。</p>

平成29年度定期監査の結果に係る改善措置状況（集約版）

番号	5-1	業務改善について（1）類似施設の一元管理について
指摘事項	<p>市民が福祉活動の拠点として利用する行政財産について、その管理所管は健康福祉部の福祉総務課、長寿障害福祉課、建設経済部の農林水産課、商工観光課、教育委員会事務局の生涯学習課、学校再編対策室と多課にまたがっている。</p> <p>職員数が減少している状況を鑑みた場合、事務執行の経済性、効率性、有効性の観点及び事務執行の質の向上と公平性を担保するためには、これらの類似施設の一元管理について試行的に見直すことも必要ではないかと思量する。</p> <p>事務執行の見直し、すなわち、既存事務事業の集中による効率化、或いは外注及び廃止を伴わなければ、新しい事務事業の取組に着手する障害は高いと考えられる。</p>	
措置状況及び説明	回答部署	総務部政策課
	措置状況	検討中
	措置内容等	<p>公共施設の類似施設を一元管理することは、事務執行の経済性、効率性、有効性等の観点から好ましいと思われるが、現在はそのような体制に至っていない。まずは、現在の体制を検証した上で問題点を洗い出し、必要に応じて市全体の組織・機構の見直しの中で検討していきたい。</p>

平成29年度定期監査の結果に係る改善措置状況（集約版）

番号	5-2	業務改善について（2）概算払、精算払について
指摘事項	<p>地方自治法施行令第百六十二条では「次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。」と定められている。市が概算払している主な経費は補助金及び県外旅費であり、殆どが同額精算となっている。</p> <p>また、金額及び内容についての基準がないため、それぞれの判断によって、概算払で支払われているが、精算払に比して、2倍の事務負担となっている。</p> <p>このような状況から、適正で確実な支出を促すことや、事務執行の効率化の観点から概算払の基準を定めることを要望して監査意見とする。</p>	
措置状況及び説明	回答部署	総務部総務課・会計課
	措置状況	措置済・決定済
	措置内容等	<p>現在、概算払している主な経費は補助金及び県外旅費であるが、これらの支出について、概算払の基準を定めることは極めて難しいものと考ええる。</p> <p>したがって、補助金についての概算払はやむを得ないものの、県外旅費については今後、所属長等が旅行者とその内容や金額をもとに協議したうえで、概算払または精算払を決定するよう、イントラネット掲示板にてあらためて周知を行う。</p>

平成29年度定期監査の結果に係る改善措置状況（集約版）

番号	5-3	業務改善について（3）公用車の配備について
指摘事項	<p>市では、職員が自家用車を公務に使用する場合の取扱いについて「さぬき市職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）を定めて運用している。小中学校及び保育所並びに児童館等では、取扱要綱にて登録した自家用車を公務のために使用した場合には車賃を支給している。</p> <p>上記の支払件数は平成28年度では800件以上あり、会計課では出発地及び用務地並びに路程を確認して金額に誤りがないか審査している。</p> <p>公用車を配備することによって、このような事務執行が軽減され、経済性、効率性が向上すると思料する。また、取扱要綱では、条件及び損害賠償等を定めているが、これらは公平性に欠けていると言わざるを得ない。このことも公用車を配備することによって解決すると考えられる。</p> <p>以上のことから、公用車を配備するためには一定の経費を要するが、リースによる配備、使用頻度による配備箇所の優先順位等を考慮したうえで、現在の事務執行の経済性、効率性並びに事故等のリスク管理も視野に含めて、費用対効果を検証し、検討することを監査意見とする。</p>	
措置状況及び説明	回答部署	総務部秘書広報課
	措置状況	措置済・決定済
措置状況及び説明	措置内容等	<p>自家用車の公務使用に関する取扱要綱における登録条件及び損害賠償等については、香川県及び他市の取扱いと均衡を図っているものである。</p>
	回答部署	健康福祉部子育て支援課・子育て支援課幼保連携推進室
	措置状況	検討中
	措置内容等	<p>幼稚園、保育所及び児童館において職員が自家用車を公務に使用した場合は、「さぬき市職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」に基づき車賃を支給しているが、複雑な支払事務や交通事故発生時の損害賠償等からも、各施設への公用車の配備の必要性は感じているところである。</p> <p>しかしながら、公用車1台当たりの配備費用は、軽自動車購入の場合で100万円、リースの場合で年25万円程度必要であり、さらに維持管理費として、保険料、点検料、重量税、燃料代、修理代、消耗品など、少なくとも10万円程度必要と見込まれ、財政的負担が大きいことから、現在のところ配備には至っていない。</p> <p>今後、他市の状況をふまえつつ検討していきたい。</p>

措置状況 及び説明	回答部署	教育委員会事務局学校教育課
	措置状況	検討中
	措置 内容等	<p>各小中学校において職員が自家用車を公務に使用した場合は、「さぬき市職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」に基づき車賃を支給しているが、繁雑な支払事務や交通事故発生時の損害賠償等からも、各校への公用車の配備の必要性は感じているところである。</p> <p>しかしながら、公用車の購入及び維持管理における財政的負担が大きいことから、現在のところ配備には至っていない。</p> <p>今後、他市の状況をふまえつつ、複数校での共同使用や、監査での指摘事項にもあるように、リースによる配備についても検討していきたい。</p>